

第27号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(品川区立心身障害者福祉会館条例の一部改正)

第1条 品川区立心身障害者福祉会館条例(昭和52年品川区条例第11号)
の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

(品川区立児童学園条例の一部改正)

第2条 品川区立児童学園条例(昭和54年品川区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号ウ中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(品川区立知的障害者グループホーム条例の一部改正)

第3条 品川区立知的障害者グループホーム条例(平成3年品川区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。